

議長交際費支出基準

(趣旨)

第1 この基準は、府中市議会議長（以下「議長」という。）が、議会運営上、あるいは、議会を代表して対外的な活動をするために必要とする交際費の支出することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支出の範囲と額)

第2 交際費は、議長がその職務上議会の代表として必要な交際について、次に掲げるものにこれを支出する。ただし、該当する事項であっても、各種集会、式典等でその目的が宗教的意味合いを持つものと判断されるもの及び政党その他の政治団体又はその支部に対するものには、支出しないものとする。

(1) 慶弔費

ア 記念式典、落成式、祝賀会等に議長が出席する場合において、金額の指定があるときは、その金額を限度として支出し、金額の指定がないときは、原則として1万円を上限とし、会場等を考慮してその都度決定し支出するものとする。副議長等が、議長の代理として出席する場合も、議長出席の場合に準じて支出できるものとする。

イ 生花代は、原則として1基当たり1万5,000円を上限として支出するものとする。

ウ 弔慰金等は、別表のとおり支出するものとする。

(2) 諸行事、催し物の会費等

各種大会、総会、その他各団体の諸行事等に議長が出席する場合において、金額の指定があるときは、その金額を限度として支出し、金額の指定がないときは、原則として1万円を上限とし、会場等を考慮してその都度決定し支出するものとする。副議長等が、議長の代理として出席する場合も、議長出席の場合に準じて支出できるものとする。

(3) 渉外関係費

ア 官公庁、報道、議会、関連団体等との折衝、交渉、打合せ等については、実費を支出するものとする。

イ 病気見舞いについては、市長、議員などの特別職でおおむね15日以内の入院の場合のみ、原則として1万円を上限として支出するものとする。

(4) 広告、賛助等経費

広告料、カップ・盾その他の記念品、賛助料、協賛料等については、原則として1万円を上限として支出するものとする。

2 その他、新たに支出の必要が生じたときは、議長がその都度他との均衡を失しないよう配慮して、支出額を決定する。

(前渡金の保管)

第3 議会事務局庶務課長（以下「庶務課長」という。）は、交際費の支出のためあらかじめ一定額を資金前渡の方法により、会計管理者より交付を受け、適切に保管しておかなければならない。この場合、前渡金額を交付費経理簿（以下「経理簿」という。）に必ず記入するものとする。

（領収証書等の整備、保管）

第4 庶務課長は、第2の規定に基づき交際費を支出した場合は、経理簿に記入のうえ、支出に係わる領収証書等を整備し、保管しておかなければならない。ただし、領収証書等を徴することができないものについては、この限りでない。

（議長への報告）

第5 庶務課長は、交際費の執行状況については、毎月の初めに前月分を議長へ報告しなければならない。

（議会ホームページの公開）

第6 庶務課長は、交際費の執行状況については、毎月速やかに、前月分を議会ホームページへ公開するものとする。

（付則）

この基準は、昭和56年6月1日から施行する。

（付則）

この基準は、平成10年3月1日から施行する。

（付則）

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

（付則）

この基準は、平成21年8月12日から施行する。

（付則）

この基準は、平成26年3月1日から施行する。

別表

役職名	本 人		配 偶 者		実 父 母 子	
	弔慰金	生花	弔慰金	生花	弔慰金	生花
市議会議員	別途定める	1 対	1 万	1 基	1 万	1 基
元 〃	別途定める	1 対	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
市長・副市長・教育長	別途定める	1 対	1 万	1 基	1 万	1 基
元市長・副市長・助役・収入役・教育長	1 万	1 基	1 万	1 基	別途定める	別途定める
前職待遇者・地元選出都	1 万	1 基	1 万	1 基	1 万	1 基
地元選出国會議員（元職含む）	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
多摩地域市議会議員及び副議長	1 万	1 基	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
元 〃	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
多摩地域市長	1 万	1 基	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
元 〃	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
多摩地域副市長・助役・収入役・教育長（元職含む）	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
市内官公庁の長	1 万	1 基	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
教育委員会委員 監査委員 選挙管理委員 固定資産評価審査会委員	1 万	1 基	1 万	1 基	別途定める	別途定める
元 〃	1 万	1 基	1 万	1 基	別途定める	別途定める
農業委員会委員	1 万	1 基	1 万	別途定める	別途定める	別途定める
元 〃	1 万	1 基	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
その他地方公務員法第3条第3項に該当する非常勤特別職	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
死亡により感謝状を贈呈される者	1 万	1 基	—	—	—	—
各種団体の正副長（元職含む）	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
市立小中学校長・副校長	1 万	1 基	別途定める	別途定める	別途定める	別途定める
市職員（管理職）	無	1 基	無	無	無	無
議会事務局職員（嘱託職員含む）	無	1 基	無	無	無	無

※ 別表に当てはまらない市政協力者、その配偶者及び実父母子については、議長の指示により他との均衡を失しないよう配慮し、弔慰金、生花の対応をする。